

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市教育長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 22 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 2 号（令和 7 年 2 月 3 日付）分・・・3 件

2 監査報告に対する措置状況

以下のとおり

文化課（飯塚市文化会館）【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 事業報告書の提出について 飯塚市文化会館の管理運営に関する基本協定書（以下、「本協定」という。）第 15 条によれば、毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を提出しなければならないと規定されている。 しかしながら、令和 5 年度の事業報告書は、提出期限である令和 6 年 5 月 30 日を過ぎて提出されていた。 今後は、本協定を遵守し、適正な事務処理を行うよう、指定管理者に指導を行うこと。</p>	<p>指摘の事項につきましては、評議員会での承認後の提出となったため、5 月 30 日を過ぎての提出となっております。 今後は、本協定を遵守するよう、指定管理者に指導を行いました。</p>
<p>2 消防設備等定期点検業務委託について 指定管理者が、第三者と締結している消防設備等定期点検業務委託契約によれば、「請負代金については、各回の業務報告書の提出を受けて、甲が検査承認の後、（略）」とされている。 しかしながら、請負者から令和 5 年 5</p>	<p>今後は、業務の履行確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう、指定管理者に指導を行いました。</p>

月 1 日付で提出された委託業務部分完了届及び検査報告書（以下「完了届」という。）によれば、文化会館消防設備等定期点検業務（以下「点検業務」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日に着手し、令和 5 年 4 月 30 日に完了した旨明記されているが、請負者（受託者）が完了届で届け出た 4 月の点検業務期間の業務内容を示す資料が添付されていない。そのため、いつどのような点検を行ったのか不明の状況にあり、指定管理者が検査承認した内容が確認できない。

今後は、業務の履行確認を徹底するとともに、適正な事務処理を行うよう、指定管理者に指導を行うこと。

3 チャイルドクッションの有効活用について

小さな子どもでもステージがよく見えるように、座席の高さを調整するチャイルドクッションを、令和 4 年度に 40 個購入し、無料貸出しを行っているが、令和 5 年度の貸出件数は 5 件であり、有効に活用されていない。

チャイルドクッションの貸出しについては、指定管理者が主催者に説明を行い、希望者は主催者から貸出しを受けることになっている。

しかしながら、チャイルドクッションの無料貸出しについては、来場者全員には配布されていないパンフレットに記載しているのみであり、来場者に知られていないことが懸念される。

今後も、利用対象となる子どもやその保護者等にチャイルドクッションの無料貸出しについて認識されなければ、利用者が増えることはないと思料する。

チャイルドクッションが有効活用されるよう、指定管理者に対し、利用者目線に立った周知に努め、主催者による円滑な貸出しが行われるよう、指導を行うこと。

今後は、チャイルドクッションを会館内に展示する等、無料貸出しについての周知に努めるよう、指定管理者に指導を行いました。